

若者の消費者トラブル防止に向けた WEB 広告の実施について

1 要旨・目的

社会経験の少ない若者の消費者トラブル防止に向け、昨年度実施し視聴効果の高かった SNS を活用した WEB 広告について、新たな動画を配信するとともに、取組効果を持続させるためのフォロワー獲得キャンペーンを実施し、注意喚起と相談窓口の周知を図る。

2 現状・背景

- 令和4年度の本県における18、19歳の消費生活相談件数は、県と市町の窓口を合わせ232件で、対前年度14件(6.4%)増加しており、成年年齢引き下げによる影響が伺われる。
- 内容は、脱毛エステをめぐるクーリング・オフや中途解約など「理美容」に関する相談が37件と最も多く、これまで20歳以上で多かったエステ関連のトラブルが18、19歳でも増加した。
- 今年度の相談件数は9月15日時点で93件と、前年同時期(96件)と比べてほとんど減少しておらず、引き続き注意喚起等が必要な状況にある。

3 概要

(1) 実施主体

県

(2) 実施期間

令和5年10月1日(日)～10月31日(火)【第1弾】 (第2弾を12月、第3弾を2月に実施予定)

(3) 場所

—

(4) 実施内容

若者に多い消費トラブルを、事例とともに注意喚起した後、相談窓口や県消費者啓発情報サイトのFAQ(よくある相談事例)に誘導する動画を、WEB広告として配信する。

また、配信後も効果を持続させるため、県消費生活課公式X(旧Twitter)のフォロワー数増加を目的に、動画リポスト&フォロワーキャンペーンを実施する。(第1弾～第3弾合計60名(各20名)に抽選でQUOカード500円分プレゼント)

ア 対象

県内の高校生・大学生の若者世代及びその保護者世代

イ 広告配信媒体

TikTok、X(旧Twitter)、Google広告

【WEB広告イメージ】



【キャンペーン告知イメージ】



X(旧Twitter)



4 その他

広島県消費者啓発情報サイト <https://nackynailly.com>